

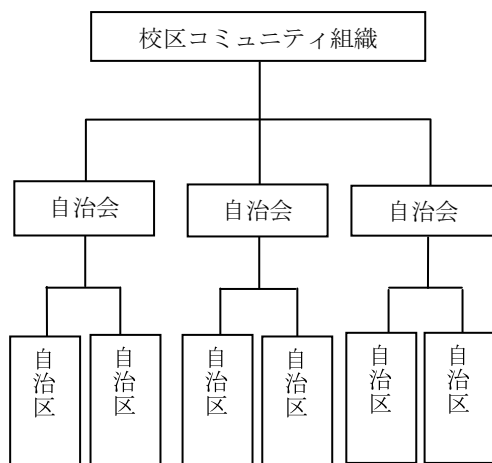
3 參考資料

(1) 久留米市の校区コミュニティ制度

① 久留米市のコミュニティの姿

久留米市内には、約 660 の自治会・町内会・区等の名称の自治会があり、環境対策活動、地域安全活動、地域福祉活動、親睦活動、青少年育成活動、文化活動、スポーツ活動、伝統行事、広報活動など安全・安心のまちづくりのための自主的な住民活動を実施している。

また、46 の小学校区に校区コミュニティ組織が設立されており、それぞれ社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災等の、自らの地域を自らが住みよくするための活動を行っている。



人 口	3 0 2, 3 3 3
世 帯 数	1 2 2, 5 6 8
小学校数	4 6
自治会数	6 5 6
自治区数	7, 8 8 0

(H24. 4. 1 現在)

② 久留米市のコミュニティの枠組み

旧市のコミュニティ施策は、昭和 56 年に策定された久留米市総合計画の中で明確に打ち出されている。この計画の中で、コミュニティとは、「市民が毎日の生活を営んでいく、くらしの拠りどころである。住民が、豊かな自然環境と地域独自の生活環境をベースとして、快適で、明るく、心が通いあう、活力に満ちあふれた豊かな生活を送るために、地域住民の多様なコミュニティ活動を促進していく」ものとしている。

また、このコミュニティについて、「地域社会の基礎単位はコミュニティであり、コミュニティをよくすることによって、はじめて豊かな地域社会が形成され」、「居住区から校区コミュニティ、さらに久留米地域社会へと拡大・連動していくことによって魅力ある地域社会が創造される」とし、小学校区単位の校区コミュニティの必要性和位置づけを明確にしている。

③ 校区公民館制度

久留米市が小学校区をコミュニティの枠組みとして捉える契機となったのが、昭和 42 年
以来の校区公民館制度である。

校区公民館は、「校区公民館の登録に関する規則（昭和 42 年 市教委規則第 4 号。平成
22 年 5 月 26 日廃止）」に基づき、小学校区を単位とした地域住民が主体的に組織する校区
公民館振興会が設置し、管理運営を行う自主公民館として、27 の全ての小学校区に設置さ
れてきたものである。

④ 校区単位の各種住民団体の設立

校区公民館の設置以降、旧市では、単位自治会をコミュニティの基盤としながら、小学校
区がコミュニティの枠組みであると認識され、多種多様な地域課題に取り組む各種住民団体
も小学校区を単位として組織化されるようになり、校区単位でのコミュニティ活動が展開さ
れてきた。

【旧市で組織化されてきた主な校区内の各種住民団体】

S22 消防団、S25 防犯協会、S28 子供会、S33 環境衛生組合、老人クラブ、S34 婦人会、
S36 暴力追放推進協議会、S41 献血推進協議会、S42 校区公民館振興会、S43 校区社会福
祉協議会、S45 交通安全協会、S46 共同募金会、S55 婦人防火クラブ、S59 学校施設開放
委員会、S60 青少年育成協議会、S61 校区自治会連絡協議会、H14 人権啓発推進協議会、
子供安全パトロール、土曜塾運営委員会、すくすく子育て委員会、H18 自主防災会、校区
消防後援会 等

⑤ 校区公民館から校区コミュニティ組織へ（平成 11 年度コミュニティ審議会答申）

こうした中で、校区内で各種住民団体がそれぞれ独自に活動を展開していくことには課題
もあり、平成 11 年度のコミュニティ審議会の答申では、「一つの集団ないし団体のみでコミ
ュニティの範囲全体・全住民を網羅的に把握することは不可能であるということを前提とす
る。むしろ、活動の目標や内容、構成員の範囲等が異なる様々な集団・団体が存在すること
の利点を積極的に活かしながら、諸集団・団体相互および個人をネットワーク化すること
を最も重要な課題」と捉え、校区内のコミュニティ活動・学習活動・その他の自主的活動を網羅
する組織の設置を提言、校区内のあらゆる活動主体相互の連携によって総合的なまちづくり
を指向する体制とすることの必要性を説いている。

この答申以降、校区公民館振興会や校区公民館組織を再編し、自治会をはじめ各種住民団体などを校区の自主性や主体性をもとにネットワーク化した、より総合的な校区コミュニティ推進組織への移行を進め、平成 17 年から平成 21 年 4 月までに、27 の全ての小学校区において、校区コミュニティ組織が設立された。

⑥ 広域合併後のコミュニティ（平成 20 年度コミュニティ審議会答申）

平成 17 年 2 月 5 日には、久留米市及び田主丸町、北野町、城島町、三潞町の旧四町との合併により人口 30 万を超える新しい都市となったが、旧市と旧四町とでは、コミュニティの仕組みが異なっていた。

旧市は、自治会を基盤とし、小学校区を単位とした校区まちづくり活動を推進していたが、旧四町では、市からの委嘱を受けた区長を中心とした区（自治会）単位のまちづくりを進めていた。

そこで、平成 20 年度に、市としての一体性をもったコミュニティの実現に向け、コミュニティ審議会に今後の旧四町のコミュニティのあり方について諮問し、答申を受けた。

答申では、地域住民による主体的なまちづくりと市としての一体感の視点から、旧四町においては、平成 22 年度末をもって区長委嘱を廃止し、平成 23 年度当初に小学校区を単位とした校区コミュニティ組織の設立をめざす方針が出された。

その後、旧四町の各校区では、校区コミュニティ組織の設立に向けた住民主体の取組みが始まり、平成 21 年度の検討会、平成 22 年度の準備会を経て、平成 23 年 4 月には、旧四町の全ての校区（19 校区）において校区コミュニティ組織が設立された。

⑦ 校区コミュニティ組織の概要

校区コミュニティ組織は、校区公民館振興会や校区公民館組織を再編するとともに、校区内の自治会や各種住民団体などをネットワーク化したものであり、小学校区の「ひとづくり」と「まちづくり」に取り組む組織である。

会長のほか、校区内の自治会をはじめとする各種住民団体の長等が役員となり、拠点施設や事務局を整備し、生涯学習・社会教育、人権、青少年、環境、福祉、防犯、防災、高齢化などといった様々な地域課題に対応する事業に、校区一体となって取り組んでいる。

校区コミュニティ組織について、久留米市校区コミュニティ組織の登録に関する規則（平成19年久留米市規則第49号。以下「規則」という。）では、次のように規定している。

（校区コミュニティ組織）

第2条 この規則において「校区コミュニティ組織」とは、小学校区を基本単位として設置され、社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災等の自らの地域を自らが住みよくするための活動（以下「校区まちづくり活動」という。）を組織的かつ継続的に行う組織で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 同一小学校区に居住する者並びに各種まちづくり活動を行う公共的団体等及び事業所等（以下「校区住民等」という。）で構成されていること。
- (2) 校区住民等において校区まちづくり活動に関する情報の共有化を図るとともに、校区まちづくり活動に関する基本方針及び各種計画を総合的に調整し、その実現を目的とした活動が行われていること。
- (3) 非営利並びに政治的及び宗教的に中立であることを基本方針とした運営がなされていること。
- (4) 校区まちづくり活動を実践するための拠点施設として、校区住民等が相互に交流する場である校区コミュニティセンターを設置し、適切に管理運営が行われていること。

過去の経緯と規則の規定を踏まえると、校区コミュニティ組織は、自らの地域を自らが住みよくするための活動を組織的かつ継続的に行う小学校区の総合的なネットワーク型の組織であるといえる。

また、校区コミュニティ組織は、情報の共有化を図り基本方針や計画を総合的に調整すること、組織運営が非営利で、政治的、宗教的に中立であることなどを旨として、多くの市民の参加を得て、地域の課題解決と活性化を図ることが役割であるといえる。

校区コミュニティ組織は既存の自治会や各種住民団体のネットワーク型の組織であることから、各分野にわたる校区の課題に対応し、住みよいまちづくりを進めている。

校区コミュニティ組織のネットワークを図示したものが、次ページの図である。

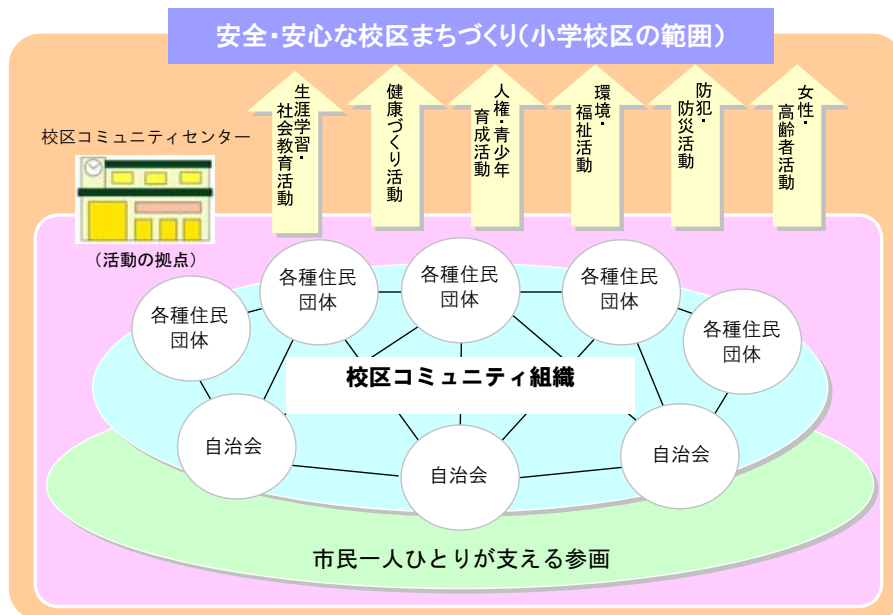
また、校区コミュニティ組織は、徴収する会費の他、各種住民団体に交付される補助金や委託料などの情報を集約し、校区全体の財政状況について把握することで、今後の校区のまちづくりに関する情報の共有化に努め、住みよいまちづくりのための活動を進めている。

現在、久留米市の校区コミュニティ組織は、その全てが規則の規定に基づき市に登録されており、おおむねモデル組織図（67ページ参照）のような組織体制で運営されている。

モデル組織図では、校区内の各種住民団体が校区コミュニティ組織を構成し、課題に応じて複数の団体が各部会を通して連携し、まちづくりに取り組む体制となっている。

各部会の統括部門としては役員会を設置しており、役員会は、各部会間の総合調整機能を持っている。

校区コミュニティ組織の事務とその拠点施設である校区コミュニティセンターの管理運営は、校区コミュニティセンター内に設置された事務局が担っている。



- ・ 校区コミュニティ組織は、校区内の自治会や各種住民団体をネットワーク化したものです。
- ・ 校区コミュニティセンターは、校区住民や校区コミュニティ組織の構成団体の活動拠点施設です。

⑧ 校区コミュニティ組織への支援

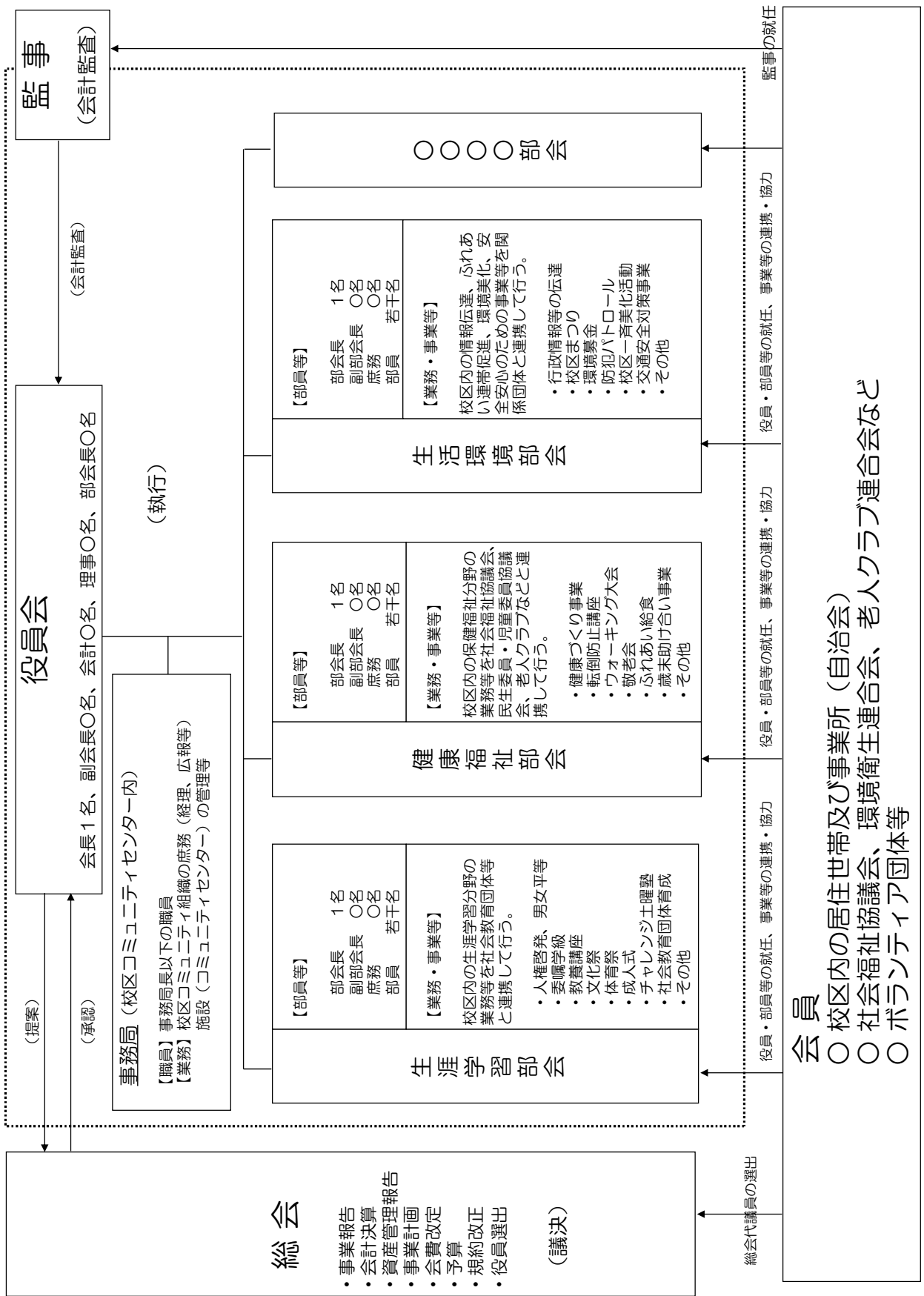
市は、校区コミュニティ組織に対し、情報の提供、財政的援助等の支援を行っている。

校区コミュニティ組織への財政的支援のうち、主なものは、次のとおりである。

○校区コミュニティ組織運営費補助金 491,060 千円 (H24 予算、46 校区)

- ・ 人件費 454,982 千円
(役員活動費、常勤職員人件費、職員共済費など)
- ・ その他 36,078 千円
(維持管理費、機材整備費)

校区コミュニティ組織 モデル組織図



(2) 久留米市の「協働によるまちづくり」

① 協働によるまちづくり

今日、生活様式が大きく変化し、核家族化や少子高齢化、あるいは子育て支援、高齢者の介護、障がい者の支援などの社会的課題、また生活環境の維持改善、防犯・防災等の安全に関わる課題など、地域における課題が増加している。

このため、これからの住み良い地域社会づくりのためには、行政と地域住民との適切な役割分担により課題に対応する当事者として、地域コミュニティの必要性和重要性が注目されている。

さらに、コミュニティは、これまでの行政主導のまちづくりの段階を経て、「自らのまちは自らの手でつくる」という住民主導のまちづくりの主役となりつつある。

ところが、地域課題の増加に加え、都市化やライフスタイルの多様化などによる住民関係の希薄化や担い手の不足などの現状もあり、従来の自治会というコミュニティ単独での活動では、多くの課題に対する取組みが困難となってきた。

このため各自治体では、従来の地域コミュニティの活性化とともに、より広いエリアの枠組みを対象とした、効果的・効率的なコミュニティ組織によるまちづくり活動を推進している。

さらに、昨今のコミュニティにおいては、任意団体といえども、公益的な活動を行い、その財源を地域に求める以上は、規約・役員体制・事務局的功能といった組織機構を一定整備し、民主的かつ公正な運営ができる基本的な体制が必要となっている。

コミュニティもNPO（民間非営利組織）も行政も、その地域や住民の快適で幸福な生活を望み、その実現のための活動を行っている。これら地域社会の構成員が主体的に自らの活動をすすめ、適切な役割分担のもと、相互の機能を補完しているという姿がまちづくりの理想である。

久留米市は、平成18年3月に策定した新総合計画〔第2次基本計画〕の中で、これからの地域社会を創っていくには、都市づくりの構図をこれまでの行政主導から市民と行政の協働へと転換し、市民と行政とが主体的に役割を担う協働のまちづくりを推進していくこととしている。そのためには、市民と行政の適切なパートナーシップの確立と地域の特性を活かした地域主体のまちづくりを進めていくことが重要であるとしている。

この協働によるまちづくりは、「補完性の原理」を基本に進めていくことが必要であり、協働の関係が成り立つには、それぞれの組織が自立し、かつ対等の立場であることを前提としている。

これからのコミュニティは、自助・共助・公助の精神を尊重し、自立した組織としての責

任と役割を果たし、「住みよいまちづくり」を進めていくことが求められている。

こうした市民との協働のまちづくりの理念に基づいて、自立した単位自治会を基盤としながら、単位自治会で解決できることは単位自治会で、校区で解決できることは校区で、そして行政はそれらへの支援を行うという、コミュニティを主体とした協働のまちづくりを推進してきた。

② 協働の基本原則

「協働によるまちづくり」に取り組むためには、市民、地域コミュニティ組織、市民公益活動団体、事業所の皆さんや行政が、相互に連携協力して、それぞれが次の「協働の基本原則」を理解し、行動することが大切である。

【協働の基本原則】

- 対等の原則 上下の関係ではなく、対等の立場に立つこと。
- 目的共有の原則 協働の目的を確認し、共有化すること。
- 自主・自立の原則 常に自立した関係を保ちつつ、その活動は、自主的かつ自己責任の下で行われるものであること。
- 相互理解の原則 それぞれの特性及び立場を理解し合い、お互いの共通点や相違点を認識すること。
- 公開の原則 協働の過程や結果について積極的に情報を公開すること。

久留米市における市民活動促進等の主なあゆみについて

久留米市の動向		国内等の動向
地域コミュニティ組織に関して		市民公益活動団体等に関して
S20年代	<p>○町内会制を廃止(GHQ占領下)(S22) ※自治省が町内会の間接利用を指導(行政の補完) ※広報紙配布の自治委員制度に移行</p> <p>○公民館運営規則制定(S28) ※公民館を社会教育施設に位置づけ</p>	<p>日本国憲法公布 第一次ベビーブーム 地方自治法成立 社会教育法制定 公民館の設置・運営要綱</p> <p><市内の各種団体の設置> ■民生委員児童委員協議会 ■防犯協会 ■子ども会連合会</p>
S30年代	<p>○校区公民館連絡協議会発足(S36) ※各校区で公民館が設置 ※校区公民館相互の連携</p>	<p>高度経済成長 東京オリンピック</p> <p><市内の各種団体の設置> ■環境衛生連合会 ■老人クラブ連合会 ■女性の会連絡協議会 ■暴力追放推進協議会</p>
S40年代	<p>○公民館の登録に関する規則公布(S42) ※校区公民館を公民館類似施設に位置づけ登録制をとる 機能①社会教育センター機能 ②地域活動の拠点機能</p> <p>○校区公民館連合会(久公連)に改称(S47) ※旧名：校区公民館連絡協議会</p>	<p>総合計画策定義務付け 日本万国博覧会(大阪)</p> <p><市内の各種団体の設置> ■交通安全協会 ■共同募金会久留米市支会 ■校区・地域社協連合会</p>
S50年代	<p>◆久留米市では自治会の役割を明確にしていなかった。</p>	<p>国際障害者年 ポートピア開催(神戸) 日本海中部地震発生</p> <p><市内の各種団体の設置> ■小さな親切宣言校区推進委員会 ■ボランテア連絡協議会</p>
S60年代	<p>○自治会連絡協議会(久自協)発足(S61) ※自治会をコミュニティづくりの担い手として役割明確化 ※自治会の活性化、相互の情報交換等を目的 ⇒市の支援が可能に</p>	<p>国際平和年 男女雇用機会均等法成立 バブル景気 社会教育審議会報告 (※ボランテアアに関して)</p> <p><市内の各種団体の設置> ■校区青少年育成協議会連絡協議会</p>

<p>H10年代</p>	<p>○まちづくり事業費(まつり等)一部補助(H5) ※まちづくりの事業費補助で自治会単位でも活動活性化</p> <p>○コミュニティ審議会設置(H7)、答申(H9) ※自治委員制度を廃止し、自治会単位での委託及び自治会の活性化支援への転換を答申</p>	<p>○ボランティア活動推進検討プロジェクト設置(H8) ※総務部総務課内に福祉分野だけでなく、まちづくり、防犯、国際交流など広範な分野でボランティア活動を推進するプロジェクトを設置</p> <p>○ボランティア活動促進検討委員会設置(H9) ※プロジェクト進行のため、検討委員会を設置し、市との関わり方、支援のあり方等の議論</p>	<p>国際ボランティア貯金開始 阪神淡路大震災 介護保険法 地縁団体が法的に認知</p> <p><市内の各種団体の設置> ■ふれあい都市推進協議会</p>
<p>H10年代</p>	<p>○コミュニティ審議会答申(H11) ※21世紀へ向けての新たな模索と題す ①校区公民館を校区コミュニティセンターへ再規定すること ②コミュニティ組織、事業所、個人をネットワークするまちづくり委員会を設置すること</p> <p>○校区まちづくり推進モデル地区(H13) (御井、草野、大菩寺、東国分、津福、荒木)</p> <p>○校区コミュニティ組織の登録に関する規則(H19) ※校区コミュニティ組織の登録により、自主的自立的なまちづくり活動の推進</p>	<p>○ボランティア情報センター開設(市庁舎2階)(H11) ※NPO・ボランティアへの支援施策として相談窓口の設置</p> <p>○ボランティア情報ネットワーク(HP)を稼働(H11) ※団体等情報を把握し、ホームページ等で情報提供 ※社会福祉協議会及び生涯学習課との連携</p> <p>○市民活動支援基本方針策定(H13) ※基本理念は①基礎整備、②市民活動と行政の協働の促進</p> <p>○市民活動への活動施設提供(えーるピア2階)(H13) ※えーるピアのオープンに併せて施設を設置</p> <p>○市民活動サポートセンター開設(H17) ※サポートセンター開設に併せて情報センターと統合(えーるピア)施設は生涯学習課にて存続)</p> <p>○市民活動保険制度導入(H17)</p> <p>○市政パートナー制度開始(H19) ※行事の円滑化が事業として市政パートナー制度実施</p>	<p>地方分権一括法 国際ボランティア年 合併特例法 地震災害(新潟、福岡) NPO法施行</p> <p><市内の各種団体の設置> ■校区人権啓発推進協議会連合会 ■子ども安全パトロール隊 ■すくすく子育て委員会 ■自主防災会</p>
<p>H20年代</p>	<p>○コミュニティ審議会答申(H21) ※旧四町における小学校区単位を基本とした校区コミュニティ組織設立に向けた取組み開始</p> <p>○校区まちづくり連絡協議会発足(H21) ※旧市27校区全校区において校区コミュニティ組織設置相互連携のための連絡協議会発足。同時に久自協、久校連の各団体は解散</p> <p>○旧市、旧四町のコミュニティ制度統一(H23) ※旧四町の19校区において校区コミュニティ組織設置</p> <p>○久留米市市民活動を進める条例制定(H24) ※地域社会を構成する市民、地域コミュニティ組織、市民公益活動団体及び事業者の役割、市の役割及び責務を明らかにし、共に豊かに暮らせる社会づくりのために市民活動の活性化を進めていくための条例</p> <p>○久留米市キラリ輝く市民活動活性化補助金(H24) ※市民活動活性化のための補助制度を創設</p>	<p>○提案公募型協働モデル事業実施(H20～H22) ※行政が提示した社会的課題解決に向けた行政とNPOの協働事業補助金制度をモデル的に実施、検証</p> <p>○久留米市市民活動促進検討委員会設置・答申(設置H21、答申H22) ※地域社会を構成する校区コミュニティ組織、NPO・ボランティア団体等が行う市民活動を推進することを目的とする条例の基本的事項 例)の基本的事項</p>	<p>後期高齢者医療制度 地震災害(岩手宮城) 東日本大震災 九州北部豪雨災害</p>

- 編集・発行／久留米市協働推進部地域コミュニティ課
- 住所・電話／〒830-8520
久留米市城南町15-3
0942-30-9024（直通）